

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月26日から同年5月1日まで

私は、B事業所で働いていたが、昭和51年4月26日付けで関連事業所であるA事業所に移籍し、継続して勤務していたにもかかわらず申立期間が厚生年金保険被保険者期間として記録されていない。

申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを記憶しているので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった給与明細書及びB事業所から提出のあった賃金台帳並びに同事業所から提出のあったA事業所における申立人に係る労働者名簿等から、申立人は、申立てに係る関連事業所に継続して勤務し（昭和51年4月26日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては、「申立期間当時の保険料の納付については不明である。」と回答しているが、B事業所が保存しているA事業所における申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の資格取得日が昭和51年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 26 日から平成 8 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 8 月 26 日から平成 8 年 1 月 31 日までA社に勤務していたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者記録及び申立人が記憶する同社における業務内容等から、申立人は、期間の特定はできないものの、同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い。

また、A社は、「当社は社会保険に加入していないので、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る平成元年4月から8年1月までの給与明細書によると、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月 1 日から平成 8 年 1 月 31 日までの期間について、申立人はB市町村において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。